

職場意識改善計画

平成 20 年 8 月 26 日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	<p>(1年度目)</p> <p>労使が労働時間等の課題について話し合いの機会を整備する為、既設の環境改善委員会を労働時間等設定改善委員会として設置し、この委員の任期や委員会の運営等について運営規定を新たに作成する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>設置した労働時間等設定改善委員会を年2回を目標に開催し、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得率向上、業務改善など様々な議題を扱い、労働時間等の設定の改善に努める。</p>
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	<p>(1年度目)</p> <p>社員からの労働時間等の個別の苦情、意見及び要望を受け付ける為の担当者を選任し、社員に周知する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>社員からの労働時間等の苦情、意見、要望を受け付ける担当者を社員にさらに周知するとともに、受け付けやすい体制の整備を図る。</p>
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	<p>(1年度目)</p> <p>社員に対して職場意識改善計画の周知を図る為、webキャビネットでの掲示、全社員にメールによる周知を図る。</p> <p>(2年度目)</p> <p>社員へ職場意識改善計画のポイントをまとめたリーフレットを作成し、配布することで一層の周知を図ると共に、自社のホームページに職場意識改善計画の概要を掲載し公表することで広く周知を図る。</p>
②職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目)</p> <p>職場意識改善の必要性や意義について、主にリーダーを中心に研修会を開催する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>前年度の研修に参加できなかった社員に対し、職場意識改善の必要性や意義についての研修会を開催する。</p>

職場意識改善計画

平成 20 年 8 月 26 日

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	
①年次有給休暇の取得促進のための措置	(1年度目) 年次有給休暇の取得を促進する為、年休の計画的付与制度を実施する。また個人別の有給休暇取得台帳を作成し、取得状況を把握する。
	(2年度目) 年休の計画的付与制度を一斉付与と個人別付与を組み合わせ、前年度より計画的付与の日数を増やす。
②所定外労働削減のための措置	(1年度目) 計画的に効率よく仕事を進め安易に残業をしない、させないという意識改革に向けた取組を促進する。
	(2年度目) 36協定で定める延長時間とは別に「原則限度時間」を定め、これを超える時間外労働は原則行わせないようにする。
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	(1年度目) 一部の部門にフレックスタイム制を導入する事を検討する。
	(2年度目) 前年度導入したフレックスタイム制について導入後の運用実態等について把握し適切に活用されているかの検証を行う。
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	(1年度目) 健康の保持に務める必要がある社員や子の養育、親の介護等を行う社員、自発的な職業能力開発を図る社員、地域活動等を行う社員に配慮ある働き方の方策について社員の要望等をふまえながら検討する。
	(2年度目) 前年度検討した方策について制度化導入する。またそれを社員にwebキャビネット、メール等で周知する。
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	(1年度目)
	(2年度目)

(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択して記載してください。